摂 津 市 議 会

駅前等再開発特別委員会記録

令和6年6月19日

摂 津 市 議 会

駅前等再開発特別委員会

6月19日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、	
審查案件	1
開会の宣告	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第42号の審査	2
補足説明(建設部長)	
質疑(南野直司委員、嶋野浩一朗委員、三好義治委員)	
採决	8
閉会の宣告	8

駅前等再開発特別委員会記録

1. 会議日時

令和6年6月19日(水) 午前10時 開会 午前10時31分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長塚本 崇 副委員長 弘 豊 委 員 南野直司 委 員 三好義治 委 員 嶋野浩一朗

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山 一正 副市長 奥村 良夫 建設部長・道路交通課長事務取扱 永田 享 同部次長 松倉 昌明 都市計画課長 藤井 芳明

- 1. 出席した議会事務局職員 事務局次長 森口 雅志 同局主査 松 木 愛
- 1. 審查案件

議案第42号 令和6年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分

(午前10時 開会)

○塚本崇委員長 ただいまから、駅前等再 開発特別委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けます。 森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本会議、各委員会に引き続きまして、本 日は駅前等再開発特別委員会をお持ちい ただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託 されました案件について御審査いただき ますが、何とぞ慎重審査の上、御可決いた だきますよう、よろしくお願いします。

一旦退席させていただきます。

○塚本崇委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、弘委員を指名いたします。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩) (午前10時2分 再開)

- ○塚本崇委員長 再開いたします。 議案第42号の審査を行います。 補足説明を求めます。永田部長。
- ○永田建設部長 議案第42号、令和6年 度摂津市一般会計補正予算(第2号)のう ち建設部が所管しております事項につき まして、補足説明させていただきます。

議案書3ページ、第2表継続費につきましては、千里丘駅西地区再開発事業にかかるものであり、総額、年度及び年割額は記載の通りでございます。4ページ、第3表、債務負担行為の補正につきましては、千里丘駅西地区再開発事業にかかる債務負担行為を廃止するものでございます。

12ページから13ページ、「継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の

進行状況等に関する調書」につきましては、 千里丘駅西地区再開発事業にかかるもの であり、年度、年割額等は記載のとおりで ございます。

以上、建設部の所管いたします補正予算 内容の補足説明とさせていただきます。 〇塚本崇委員長 説明が終わり質疑に入 ります。

南野委員。

○南野直司委員 1点だけお聞かせいた だきたいと思います。

今回、債務負担行為を廃止され、継続費にシフトされたということです。先ほど部長からも御説明がありましたけども、私も改めて債務負担行為と継続費の違いを見させてもらってたんですが、大きく言いますと、予算の総額あるいは年度、そしてそれぞれの年割額が計上されており、わかりやすいのかと思います。

改めて、シフトされた内容について、お 聞かせいただきたいと思います。

○塚本崇委員長 それでは答弁を求めます。

藤井課長。

○藤井都市計画課長 それでは南野委員 の御質問に答弁申し上げます。

債務負担行為から継続費にシフトしております内容につきましては、当初の公共施設の整備工事ということで変わってございません。ただ、今回、債務負担行為から継続費に切り替えました経緯と理由でございます。今回の補正につきましては、財政課とも協議、調整をして進めており、変更の理由としましては主に3点ございます。

1点目でございます。当初、予算計上したときは、工事の総額をある程度ざっくりとしかつかめておらず、令和7年度、令和

8年度の総額を債務予算として計上していました。

その後、解体工事も進み、民間の建築工事もスケジュール調整を進める中で、各年度の執行額が見えてきたこともございまして、この段階で工事の総額、各年度の執行額を明確に定めるという点でございます。

2点目につきましては、当初、債務予算として公共施設工事と建築工事に伴う権利床の内装調整の委託業務の方を予定してございました。その後、内装調整につきましては権利床の整備に合わせて実施することで特定建築者と協議が整い、当該委託の債務予算が不要となり、公共施設の工事のみになった点でございます。

3点目でございます。昨年度の解体工事の遅れにより、当初4月から予定していた建築工事の施工計画の見直しが必要となる中、市の公共施設工事も進めていかなければならないことからも、各工事の施工ヤードの配置や工事車両進入口部、官民境界部分の施工方法及び時期調整など、当初想定していた以上に現場の方が錯綜することが予測され、各年度の出来高が流動的ことが予測され、各年度の出来高が流動的ことが予測され、各年度の出来高に応じた予算もなる可能性が高くなってございます。この流動的な出来高に応じた予算もといるの流動的な出来高に応じた予算もといるでで変更をお願いしている、以上3点により継続費のほうが適している、以上3点により継続費のまりが適している、以上3点により継続費のます。

- ○塚本崇委員長 南野委員。
- ○南野直司委員 課長から御説明いただきましてわかりました。ありがとうございます。

予算の部分でありますけれども、市民の 方からは順調に工事が進んでいるとのお 声をいただきます。ホームページあるいは 建設部のインスタグラムなど、色々発信もしていただいていております。空撮の写真も載せていただいておりますので、できるなら半年に1回位は更新していただいて、市民の方がどれぐらい進んでいるのか、写真、映像や動画を作るのは大変ですけど、インスタグラムとかに上げていただいております。そんな形でお願いしたいと思います。これは要望とさせていただきます。以上です。

- ○塚本崇委員長 嶋野委員。
- ○嶋野浩一朗委員 1点だけ御質問させていただきたいと思います。

今、なぜ債務負担行為を廃止されて、継続費に変更されたかは南野委員も御質問されておられまして、それについては理解できました。

単純な話ですけれど、継続費を組まれた 総額と、廃止以前の債務負担行為の限度額 を見てみますと、たいてい総額の費用が増 えてるんです。しかし、先ほど御説明いた だきましたように、結果的には委託の関係 で総額は減ってるんかと思ってるんです。 その辺だけ御答弁いただきますようよろ しくお願いいたします。

- ○塚本崇委員長 藤井課長。
- ○藤井都市計画課長 それでは、嶋野委員 の御質問に答弁申し上げます。

まず、債務負担行為で当初設定しておりました限度額につきましては、13億9, 577万2,000円でございます。そのうち委託としまして当初2,777万2,000円を見込んでおりました。

ですから工事は純粋にそれを引きまして、13億6,800万円を見込んでおり、そこに令和6年度で、工事として4,000万円を計上させていただいておりました。つまり委託を除く13億6,800万

円に4,000万円の現年の工事予算を足しまして、今回、継続費で計上させていただいています、14億800万円になってございます。ですから増減はございません。以上でございます。

- ○塚本崇委員長 嶋野委員。
- ○嶋野浩一朗委員 私が申し上げること はないんですけれども、色々と資材等も高騰していて、人件費も上がっていってることもありまして、色々なところを見てますと、色々な事業が当初計画してたより増額しているケースが増えていると認識しております。

ですので、この千里丘駅西地区の再開発 につきましても色々と精査していただい て、しっかりと予算を組んでいかなあかん 時は組まなあかんと思っているんです。適 正な執行をしっかり監視していただきた いと要望を申し上げておきます。

- ○塚本崇委員長 三好委員。
- ○三好義治委員 気になる点だけ、要点を 絞って質問したいと思うんです。債務負担 行為から継続費に移行したのは先ほどの 説明でわかったんです。しかし、令和6年 度予算でまず、継続費4,000万円が入 ってるわけです。

債務負担行為の場合は単年度で事業を行う予算を計上していく。これに基づいてまず4,000万円が計上されたんです。これは現在進行形です。そこで、質問なんですけど、本来、継続費なら令和6年度を除いて、令和7年度、令和8年度で継続費を改めて計上していく、こういった手法が適切と思うんです。この4,000万円は、そもそも債務負担行為を議会で可決をして、単年度事業でかかる予算を計上してきた経緯があるんです。継続費というのは、この4,000万円が年度内に処理できな

い場合に繰越明許を行いながら、加算して継続費を組んでいく。この補正予算では本来ならば、令和7年度、令和8年度の継続費というのは、次年度の令和7年度の当初予算の中で総額を入れて継続費にしていくというのが本来の予算措置のあり方だと感じているんです。これについてお聞かせいただきたいと思います。

- ○塚本崇委員長 それでは答弁を求めま す。藤井課長。
- ○藤井都市計画課長 それでは、三好委員 の御質問に答弁申し上げます。

私の説明の中でややこしい説明をしてしまっているところがあると思いますので、訂正させていただきます。当初の4,000万円は債務負担ではなくて、現年度の単年度予算で4,000万円を計上しております。工事費につきましては令和7年度と令和8年度に対して13億6,800万円の債務負担を計上させていただいております。

この内容といたしましては、当初は今年度から令和6年度、令和7年度、令和8年度の3か年の工事を予定しておりまして、今年度は単年度予算で、令和7年度、令和8年度については債務負担で考えてございました。こちらを令和6年度、令和7年度、令和8年度の債務を合わせて、令和6年度の現年を合わせて継続費で計上させていただいたものでございます。令和6年度をもともと債務と捉われる説明をしていましたら、訂正させていただきます。

- ○塚本崇委員長 三好委員。
- ○三好義治委員 そうなると、3ページの継続費が、3か年の継続費と計上されているんです。今、課長がおっしゃるように4,000万円は令和6年度の単年度予算と

して上げてたんです。

今、当初予算で上げた工事が進行中なんで、ここで継続費を3か年で組めると、後出しじゃんけんになるから、単年度予算の令和6年度は外枠で。本来、ここの継続費は令和7年度と令和8年度分を、来年度の当初予算で入れるべき。今回は債務負担行為を廃止することを大前提で上げているから、それに代わる予算措置として継続費を組みたいという付き合わせなんです。

だから、この部分については令和6年度は単年度で進んでいるんだから、改めて当初予算に組み入れて、3か年の継続費を組ましてくれというよりも、残りの令和7年度、令和8年度の継続費を組むのが適切やと思うんです。

だから、実際に債務負担行為を組んだ場合に、今回が令和7年度、令和8年度ですから、債務負担行為でこれだけ予算が必要になるから議会で可決してください、令和7年度は当初予算か補正予算か分かりませんが、これだけの予算がかかりますということで、令和8年度分を単年度債務負担行為で上げてくるんです。それが債務負担行為です。

一方、継続費は一括で令和7年度と令和8年度で、ここだったら10億円かかりますから、この間で継続費を認めてください。その中では、例えば1億円は確定してるけど、単年度で6億円になるんか、6,000万円になるんか4,000万円になるんかわかりませんけど継続費として組ましていただく。

でも、今回の場合は、もう一つの令和6年度分の4,000万円は既に予算計上して継続しているのに、この継続費という組み方、3か年組んでんのは、おかしいんちゃうか。もう令和6年度は進んでるんです。

これについて御答弁いただきたい。

- ○塚本崇委員長 奥村副市長。
- ○奥村副市長 総論的なお話になるかと 思うので、私から説明させていただきます。 継続費と債務負担行為、よく似ております が、実質的には違っております。

継続費は、各年度の支出がある程度、確定している場合に使うんですが、債務負担行為は各年度の支出に変動が生ずる可能性がある場合に使われます。債務負担行為の設定は、その対象事業あるいは期間及び限度額を定めて行いますが、限度額の金額表示の困難なものについては当該欄に文言を記載することもできるとなっております。

このように、将来債務の負担は確実であっても具体的条件等が不確定な場合、債務負担行為を設定することになります。また継続費は債務負担行為と異なって、債務負担行為権限のみならず、先ほど御指摘がありましたように、支出権限の付与も合わせて求めるものでございます。その経費の総額及び年割額を定め、あらかじめ議会の議決を経て数年度にわたって支出することが認められております。継続期間に従って何年度に何万円、何年度に何万円というように予定額ではありますけれども、各年度の年割額を定め、予算として議決を得るものでございます。

また、歳出予算の繰越しは翌年度まで支 出権限の繰越しを認めるのみであるのに 対して、継続費はさらに後年度まで支出を 行うことができます。いわゆる逓次繰越し ができるということになります。

それで、今回の千里丘駅西地区再開発事業なんですけれども、先ほどの継続費14 億800万円については、契約が1本でございますが、令和6年度、令和7年度、令 和8年度の全容がわかるように今回、上げさせていただいております。御指摘のように既に令和6年度の予算計上をしてあるので、支出負担行為はできるということになります。

また、全体の14億800万円の契約を するためには、一定のバックボーンがなけ ればならないと考えております。令和6年 度、令和7年度、令和8年度のこの3か年 で1本の契約を実行していきたいという ことでございます。もう一つ大事なことは、 補正予算書の12ページに令和6年度、令 和7年度、令和8年度それぞれの継続費の 内訳が書いてあります。年割額そのものも そうですが、財源内訳も書いてあります。 そういう部分ではこの事業の分は駅前広 場あるいは区画道路デッキの事業費を計 上しております。この3か年でどれだけの 経費がかかったのか、財源内訳がどうなの か、進捗状況はどうなのか、これで明確に なろうということで、令和6年度も含めて 計上させていただいたところでございま す。

○塚本崇委員長 三好委員。

○三好義治委員 副市長の揚げ足を取るような質問になるかもわかりませんけど、令和6年度の4,000万円とその継続費のトータルの14億800万円で1本の事業者に対して発注を行うというような答弁をいただいたんです。先ほど冒頭で課長が言われてるように、解体工事から外構工事からそういった工事が入ってるという話を聞いてる以上、支払い先も何か所かあると思うんです。1事業に対して1見積りを取って発注をしていくような仕組みになっていると思うんです。

そういったことがまず一つ、要はどれだ けの工事内容か、先ほどの3点の考え方は 答弁いただきました。

だから、千里丘駅西地区再開発事業という大項目は私もわかるんです。しかし、工事というのは、それをテーマとしながらでもいろんな職種のいろんな事業があります。その中でできることをやろうということで、まず令和6年度の4,000万円を単年度予算で計上したんやから、後の令和7年度、令和8年度は別事業者に発注していくんでしょう。

先ほど、副市長が言うてるように、当初 予算で14億800万円の1事業者が一 括って分かってるんやったら、そういう発 注の仕方もあると思う。だから令和6年度 の継続費は外すべきやと私は思うんです。 財政の仕組みとしては、やっぱり継続費は 令和7年度、令和8年度で組むべきやと。 継続費を組まなあかん、トータル予算が必 要なのは理解してるんです。

継続費のやり方について、なんで令和6年度の事業がもう動いてんのに、当初予算まで戻って継続費を組むのか。理事者側として、令和6年度の単年度予算で工事は進行してますけど、今回、債務負担行為を外したために令和6年度の予算4,000万円も入れた継続費を組まれた理由を説明されないんかと気になって、こんな質問してるんです。

だから、トータルのこの工事でどれだけの事業者に発注していかなければならないのか、その4,000万円と残りの継続費の関わりについて、説明してもらったら分かると思います。わからないのは、財政の仕組みとして、なんで令和6年度の単年度予算を令和7年度、令和8年度の継続費と補正予算の中に入れれるのかです。

- ○塚本崇委員長 藤井課長。
- ○藤井都市計画課長 三好委員の御質問

に答弁申し上げます。私からは、工事の状況につきまして、説明させていただきます。

今、御質問で齟齬があると感じ、説明させていただきます。令和6年度の工事について、単年度の工事とおっしゃいましたけども、この工事はそもそもまだ発注をしておりません。これからです。もともとの債務負担行為でも予定は一緒なんですけれども、令和6年度の後半から令和7年度、令和8年度にかけての工事を基本的には一括で発注する内容でございます。

令和6年度で外構工事の発注とおっしゃられたと思うんです。令和6年度にこの予算は計上させていただいてますけど、これに伴う工事は、もともと債務負担行為でも令和6年度の単年度、令和7年度、令和8年度の債務負担行為で、2年半の工事を予定しております。

ですから、今は動いてないんですけど、 発注準備をしています。この令和7年度、 令和8年度の債務負担行為と令和6年度 の単年度でやる考え方は、令和6年度、令 和7年度、令和8年度を合わせて継続費と いう形で変えさせていただいてますので、 現時点で、4,000万円は動いて工事を している状況ではございません。

○塚本崇委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 予算の執行につきましては、支出負担行為をした後に支出命令をし、事業者なりに支払いをする。こういう支出負担行為と支出行為、この二つがございます。債務負担行為そのものはいわゆる支出負担行為をするための議会の議決事項でございます。議決をいただいたとしても、実際には歳出予算に計上しなければ執行できないということになってます。先ほど言いましたように、債務は現年度に発生するけれども、後年度の支払いについては毎

年度予算計上をしていかなければならないということになります。

一方、継続費につきましては先ほども説明させていただいたように債務負担行為と令和7年度、令和8年度の支出行為については予算計上を必ずいたしますというようなことで議決をいただくことになります。補正予算書の12ページ、13ページに書いてありますように令和7年度で言いますと5億2,017万8,000円は必ず当初予算に計上しますということになります。これが債務負担行為でありましたら、令和7年度、令和8年度について幾ら幾らだから令和7年度にどれだけ計上するのか、あるいは令和8年度にどれだけ計上するのか不明確になってまいります。

そういう意味では先ほど言いましたように、継続費でこの工事全体の事業費そのものを把握していただき、なおかつ特定財源も一般財源もどれぐらいかかるかといったこともここで明らかになる。債務負担行為よりも継続費のほうが御審査いただくには一番分かりやすいと判断して計上したところでございます。

○塚本崇委員長 三好委員。

○三好義治委員 もともと債務負担行為を工事関係で組んだときに、私が工事やのに債務負担行為で組むのという話を1回させていただいて、今日ここで審査をさせてもらってるんです。先ほど、藤井課長から説明があったように、令和6年度の4,000万円の予算の組み方と令和7年度、令和8年度の継続費の組み方がよく理解できました。今回の件については、債務負担行為から継続費に組替えたということで十分理解できました。今後はこれが継続費の令和8年度で、令和9年度の繰越明許

にならんように計画通りいけるように期待しときますんで、よろしくお願いいたします。以上です。

○塚本崇委員長 それでは以上で質疑を 終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○塚本崇委員長 再開いたします。 討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○塚本崇委員長 討論なしと認め、採決を いたします。

議案第42号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○塚本崇委員長 全員賛成。よって、本件 は可決すべきものと決定いたしました。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午前10時31分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

駅前等再開発特別委員長 塚本 崇

駅前等再開発特別委員 弘 豊